

岩手県立緑化センター
指定管理者募集要項（案）

平成29年8月

岩手県農林水産部

目 次

1	対象施設	1
2	指定管理者が行う業務の範囲	1
3	申請資格	1
4	指定の期間	2
5	申請手続	2
6	提出書類	3
7	申請に関する留意事項	4
8	指定管理者の選定方法	5
9	その他	6
10	問い合わせ及び申請書類提出先	6

岩手県（以下「県」といいます。）は、次の対象施設について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」といいます。）第244条の2第3項の規定及び公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年岩手県条例第36号。以下「手續条例」といいます。）に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

1 対象施設

岩手県立緑化センター（奥州市江刺区稲瀬字瀬谷子195番2）

2 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです。

なお、詳細は、別冊「岩手県立緑化センター管理運営業務仕様書及び施設の概要」とおりとします。

(1) 施設の運営に関する業務

- ア 施設利用者等に対し、施設の内容等を案内・説明すること。
- イ 施設利用者等の苦情又は提言を受け付け、対応すること。
- ウ 施設内を巡視し、安全又は効果的な利用について指導・助言を行うこと。
- エ 施設の利用促進に努め、広報活動を行うこと。
- オ 緑化相談に対応すること。
- カ 施設の利用許可又は不許可を行うこと。
- キ 事故等の予防に努めるとともに、事故等があった場合には、適切な措置を行うこと。
- ク 上記代行業務の範囲内において、関係機関等との連絡調整を行うこと。
- ケ 災害発生時において、利用者の安全確保等の対応を行うこと。

(2) 施設の管理に関する業務

- ア 施設の点検及び清掃等を行うこと。
- イ 施設全般に係る機能及び安全性の日常点検を行うこと。
- ウ 緑化木等の植栽木を良好な状態に維持すること。（松くい虫被害防除を含む。）
- エ 軽微な修繕を行うこと。
- オ 電気料、水道料等光熱水費の支払いを行うこと。

(3) 緑化啓発に関する業務

- ア 緑化講習会を企画し、実施すること。
- イ 緑化まつりを企画し、実施すること。
- ウ その他の自主事業に関して企画し、実施すること。
ただし、自主事業の内容は、施設設置目的の範囲内のものに限る。

(4) その他、管理運営上必要と認める業務を行うこと。

3 申請資格

(1) 県内に事務所等を置く又は置こうとする法人その他の団体であること。（法人格の有無は問わない）

- ア 個人では申請できません。
- イ 団体は、単独でも複数の団体により構成されたグループ（以下「グループ」といいます。）でも申請できます。
- ウ 単独で申請する団体は、グループ申請の構成団体となることはできません。
- エ グループの構成団体は、2以上のグループの構成団体となることはできません。
- オ グループ申請の場合、全体を総括する代表団体を定めるものとし、代表団体及び構

成団体を変更することは、原則として認めません。

カ 公益法人を構成している各団体は、当該公益法人が申請した場合でも、単独又はグループで申請することができます。

(2) 団体又はグループの構成団体が、次のいずれかに該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ 岩手県から指名停止措置を受けている者

ウ 都道府県税、法人税、消費税等を滞納している者

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定に基づき更生又は再生手続きを行っている者

(3) 団体又はグループの構成団体の役員に、次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固刑以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが無くなるまでの者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員

4 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

ただし、指定管理者による管理を継続することが適当でないとするときは、この期間内であっても、指定の取り消し、又は業務の停止を命じることがあります。

5 申請手続

(1) 申請の受付

申請書類は、次のとおり受け付けます。

受付期間：平成 29 年●月●日（●）から平成 29 年●月●日（●）まで
（ただし、土、日及び祝祭日を除く。）

受付時間：午前 9 時～午後 5 時

提出先：岩手県農林水産部森林整備課

提出部数：正本 1 部、副本 5 部

※ 郵送の場合は書留郵便とし、受付最終日の必着とします。

※ 電子メール、FAX 等による提出は受け付けません。

(2) 質問の受付

募集要項等に関する質問は、次のとおり受け付けます。質問に関する回答は、電子メール又は FAX により質問者あて直接回答するとともに、県森林整備課のホームページ上で公開します。なお、質問内容によっては、回答に時間をいただく場合があります。

受付期間：平成 29 年 7 月●日（●）から平成 29 年 9 月●日（●）まで

受付方法：質問書（様式第 13 号）により、電子メール又は FAX で岩手県農林水産部森林整備課あて送信してください。

(3) 現地説明会

現地説明会を次により開催します。参加を希望される方は、申込書（様式第 14 号）に

記入のうえ、電話又はFAXのいずれかにより平成29年●日(●)午後5時までに岩手県農林水産部森林整備課までお申し込み下さい。

開催日時：平成29年●日(●)午後1時から

開催場所：県立緑化センター

6 提出書類

申請に当たっては、次の書類を提出していただきます。また、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(1) 指定管理者指定申請書(様式第1号)

(2) 団体概要書(様式第2号)

(3) 主要業務実績一覧(様式第3号)

(4) 共同体結成届出書(様式第4号)※

(5) 共同体協定書(様式は任意)※

(6) 委任状(様式第5号)※

(7) 申請団体計画書(様式第6号)

(8) 収支計画書(様式第7号)

(9) 人員配置計画書(様式第8号)

(10) 施設管理運営計画書(様式第9号)

(11) 自主事業計画書(様式第10号)

(12) 再委託予定調書(様式第11号)

(13) 誓約書(様式第12号)

※の書類は、グループで応募する場合のみ必要です。

また、次の書類を添付していただきますが、新たに団体を設立しようとする場合は、代表団体について提出願います。

① 定款、寄付行為、規約その他これに代わる書類

② 役員名簿

③ 法人にあっては登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し

④ 事業報告書、貸借対照表、損益計算書(財務諸表については過去3ヵ年分)

⑤ 国税、県税等の未納がないことの証明書

7 提案上限額

管理代行料の算出に当たっては、提案上限額を9,142,000円(税込み)と設定しますので、上限額を上回らない範囲で提案願います。

8 申請に関する留意事項

(1) 申請書作成に当たっての留意事項

- ア 申請書等は、定められた様式に従って作成してください。
- イ 提出期限後の書類の再提出及び差し替えは、原則として認めません。

(2) 申請の失格又は無効

次に掲げる場合に該当したときは、当該申請は失格又は無効になることがあります。

- ア 提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき。
- イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
- ウ 申請書類に虚偽の記載があったとき。
- エ 複数の事業計画書を提出したとき。
- オ 岩手県農林水産部所管施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」といいます。）の委員又は本件業務に従事する本県職員に対し、本件応募について不正な接触の事実が認められたとき。
- カ 申請資格を有していないことが判明したとき。
- キ 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき。
- ク 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者として業務を行うことについてふさわしくないと県が認めたとき。
- ケ その他不正な行為があったと県が認めたとき。

(3) 申請書類の取扱い

ア 著作権

県が提示する設計図書等の著作権は県及び作成者に帰属し、申請者の提出する書類の著作権はそれぞれの申請者に帰属します。なお、本件指定に関係して公表する場合その他県が必要と認めるときは、県は提出書類の全部又は一部を無償で使用するものとします。

イ 特許権等

申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて申請者が負うものとします。

ウ 返却等

提出された書類は、返却いたしません。

エ 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退するときは、辞退届（様式任意）を提出してください。

オ 費用負担

申請に要する経費等は、すべて申請者の負担とします。

カ 情報公開

申請書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

9 指定管理者の選定方法

(1) 選定方法

選定委員会において、申請者から提出された申請書（プレゼンテーションを実施する。）を次のとおり審査し、候補者を選定します。

(2) 選定基準及び審査内容

指定管理者の候補者を選定する際の選定基準、審査内容及び配点は次のとおりです。

選定基準	審査項目	審査内容	配点	
1 県民の平等な利用の確保が図られるものであること。 【条例第3条第1号】	設置目的の理解	管理の基本方針が明確となっており、事業計画が、施設の設置目的を理解した内容となっているか。	5	10
	平等利用の確保	県民の平等な利用が図られる内容となっているか。	5	
2 施設の管理を適正かつ確実に実施する能力を有していること。 【条例第3条第3号】	収支計画	収入、支出の積算が妥当であり、管理計画との整合性は図られているか。	4	35
	経営基盤	経営基盤が安定しており、事業計画書に沿った管理を行う能力を有しているか。	8	
	実施体制	(1)施設の機能を十分に発揮した管理運営を行うことができる職員構成、職員数であるか。 (2)構成団体が指定管理の管理運営を行うことができる職員構成、職員数であるか。	8	
		(1)施設管理業務に関する知識と経験を有した職員を配置する計画となっているか。 (2)労務管理、経理処理が適正に行うことができる体制・仕組みとなっているか。	8	
経験実績	同様施設又はこれに類する施設における良好な管理運営を行った実績を有しているか。	7		
3 設置目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。 【条例第3条第2号】	利用促進のための計画	施設の利用促進に向け、具体的な方策等を有しているか。	6	45
		地域住民や関係機関・団体との連携が図られる計画となっているか。	4	
	サービス向上のための計画	利用者のニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現させる内容となっているか。	10	
		利用者からのクレーム対応は適切か。	5	
	施設管理の手法	適正かつ確実に維持管理を行う内容となっているか。	10	
		効率的に管理運営し、経費の節減に取り組む内容となっているか。	5	
環境に配慮した管理運営となっているか。		5		
4 その他 【条例第3条第4号】	災害対応	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。	5	10
	情報管理	個人情報保護対策は万全か。	5	
合 計			100点	

【条例】：公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年7月12日条例第36号）

(3) 指定管理者の指定手續

選定された団体については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者として指定する議案を議会に対して提案し、議決後、指定管理者として指定します。

10 その他

配付資料

- ・岩手県立緑化センター指定管理者募集要項
- ・岩手県立緑化センター管理運営業務仕様書及び施設の概要
- ・申請書様式
- ・添付資料

11 問合せ及び申請書類提出先

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

岩手県農林水産部森林整備課

担当：田島

電話 019-629-5786

FAX 019-629-5794

メールアドレス AF0011@pref.iwate.jp